



諮詢 第 3 9 号

平成22年6月17日

川西市個人情報保護審議会

会長 池田 敏雄 様

川西市長 大 塩 民 生



### 個人情報の取扱いに関する意見について（諮詢）

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、審議会の意見を聴くことについて、別紙のとおり諮詢します。

記

### 目的外利用・提供について

健康診査業務等に伴う市県民税課税台帳における個人情報の目的外利用

[別紙]

## 目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外利用・提供の目的	利用・提供する個人情報の内容	利用・提供先	所管課	本人通知の有無	提供先に対する措置
61	市県民税課税事務	<p>本市が実施する市民への健康づくり事業の推進において、「健康診査」及び「各種のがん検診」事業については、従来からの国制度に準じて、また、本年7月から実施する乳幼児対象の「任意予防接種」事業については、県の補助制度に基づき、それぞれ受診者等の全部又は一部負担金を免除・助成することとしている。</p> <p>これらについて、その資格認定を行うために必要な所得や所得割税額の確認作業を、保健センターの窓口において迅速かつ効率的に行うことにより、受診者等の利便性と受診（接種）率を向上させ、ひいては各種疾病的予防や早期発見を目指すとともに重症化を防止して、市民の健康づくりについてより一層の促進を図ろうとするものである。</p> <p>なお、本件諮詢において、右記所得情報等を利用して資格認定を行おうとする負担金免除又は公費助成の対象検査業務等は、次の通りである。</p> <p>一般健康診査・肝炎ウイルス検査・肺がん検査・乳がん検査・子宮頸がん検査・胃がん検査・大腸がん検査、及び小児細菌性髄膜炎予防接種</p>	市県民税課税台帳 (住所、氏名、生年月日、性別、所得金額、課税・非課税の別及び所得割税額)	健康福祉部 健康づくり室 (保健センター)	総務部 税務室 市民税課	通知しない。  (理由) 事業の性質上、本人が知り得るものであり、個別に通知することが現実的でないため。	提供に当たっては、以下の条件を付する。  (1) 提供した個人情報は、当該目的外には利用・提供しないこと。  (2) 操作する担当者は、パスワードを付与するなどして限定し、かつ操作後の画面のクリア等、個人情報を厳重に管理し、セキュリティ対策を万全に行うこと。

日 時 : 平成22年6月24日(木)  
午後6時00分~  
場 所 : 川西市役所4階 庁議室

川西市個人情報保護審議会（第48回）

1 会長あいさつ

2 審議事項

諮問第39号

健康診査業務等に伴う市県民税課税台帳における個人情報の目的外利用について

3 その他

## 市民の健康づくり推進に係る市県民税課税情報の利用について

### 1. 「健康診査」及び「がん検診」事業について

#### (1) 事業の目的

本市においては従来から、市民の健康管理と健康の増進を図るとともに、寝たきりや認知症等の要介護高齢者の増加を防ぐなどの観点から、国を挙げての健康づくり施策に基づき、循環器疾患や脳卒中、糖尿病等の「生活習慣病」の動向を踏まえながら、疾病の予防と早期発見等を目的として、「健康診査」事業を実施しています。

また、昭和56年から我が国の死亡原因の第1位となっている「がん」についても、国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状と国民医療費の増大を鑑み、「がん検診」が疾病対策上の最重要事業として対策が進められており、本市でも各種がん検診の実施と、国平均を下回っている受診率の向上対策に取り組んでいるところです。

#### (2) 検診の実施機関及び実施時期

- ・市保健センターでの「集団検診」 = 4月～翌年3月
- ・医療機関委託での「個別検診」 = 4月～翌年2月 (H22年度=77機関)

#### (3) 「検診料」を全額免除している検診種類及び免除対象者

低所得者や高齢者等の負担の軽減を図ることで、受診率の向上推進に取り組み、各種疾病の予防や早期発見、重症化を防止して、市民の健康づくりのより一層の促進を行う観点から、従来より国制度に準じながら、次の検診及び対象者において、検診料を「全額免除」しているところです。※別添パンフレットの「健康づくり事業のご案内」を参照

##### ◎検診種類

- ・一般健康診査 (1,000円)
- ・肝炎ウイルス検診 (1,000円)
- ・肺がん検診 (500円)
- ・乳がん検診 (視触診500円、マンモグラフィ1,000円)
- ・子宮頸がん検診 (1,000円)
- ・胃がん検診 (1,000円)
- ・大腸がん検診 (500円)

##### ◎免除対象者 (2ページの条例に基づく)

- ① 生活保護法による被保護世帯に属する人
- ② 市県民税非課税世帯に属する人
- ③ 70歳以上の人
- ④ 65歳以上で、一定以上の障がいのある人

◎川西市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年10月9日条例第47号）  
(使用料等)

第5条 保健センターにおいて検診を受けようとする者は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬算定方法」という。）により算定した額の範囲内で別表第1に定める使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

〔第2・3項は省略〕

4 市長は、貧困その他特別の理由があると認める者に対しては、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

◎同条例施行規則（昭和48年10月9日規則第32号）

（使用料及び手数料の減免）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条第4項の規定に基づき使用料及び手数料を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者が使用するとき。
- (2) 国、地方公共団体又は公共的団体が学術研究のため使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要と認めたとき。

#### （4）所得制限に係る「資格認定」の現状と今後の方法

受診者の利便性や円滑な事務処理を確保する観点から、「市県民税非課税世帯」の資格認定を行うにあたっては、必要な所得や税額の確認作業を、保健センターの窓口において迅速かつ効率的に行うことが必要です。

しかしながら、本市の場合は、保健センターでは市県民税課税情報を確認できないことから、市民に多大な不便を掛けているほか、円滑な事務処理に支障を来すなど、これまで長年にわたって対応に苦慮してきている状況が続いているところです。

※ 別紙「資料1」の事務の流れ図を参照

このため、保健センターに端末機を設置して、受診者から免除申請があった時点において、「本人同意」のうえ、即座に市県民税課税情報が確認できるよう改善を図り、迅速な資格認定を行おうとするものです。

◎提供を受けようとする個人情報の内容は、次のとおりです。

住所、氏名、生年月日、性別、所得金額、課税・非課税の別

## 2. ヒブワクチン（小児細菌性髄膜炎）予防接種費への助成事業

### （1）事業の目的

毎年、全国で約1,000人の小児が罹患し、約5%が死亡、約30%が知能低下や運動障害といった脳機能の重篤な後遺症を残すなど、重症化する「細菌性髄膜炎」は、乳幼児期の「ヒブ（Hib）ワクチン」の接種により、効果的に予防することが可能な疾病です。

しかしながら、我が国においては、ヒブワクチン接種は予防接種法に基づく「定期予防接種」ではなく、「任意（法定外）接種」となっていることから、接種費用（1回あたり8,000円前後）は全額自己負担となり、子育て世代には重い負担となっているところです（別紙「資料2」を参照）。

このため、兵庫県においては、細菌性髄膜炎の主な病原菌であるヒブ（Hib）に係る予防接種を受ける乳幼児の保護者に対し、当該予防接種に要する費用の一部を助成することによって、保護者の経済的負担を軽減するとともに、乳幼児の発症予防及び重症化の防止を図り、もって子育て支援の充実に寄与することを目的に、平成22年度から、当該予防接種について公費負担を行う市町に対して補助を行う制度を創設しました。

そこで、川西市では、県との共同事業として、当該予防接種費への一部助成事業を、平成22年7月1日（4月1日以降の接種から対象）より実施するものです。

### （2）事業の概要

- 助成対象年齢：生後2か月～2歳未満児（0歳児及び1歳児）

- 接種回数：

区分	接種対象	接種回数
標準接種	生後 2か月 以上 7か月 未満	4回
標準以外での接種	生後 7か月 以上 12か月 未満	3回
	生後 12か月 以上 24か月 未満	1回

- 所得制限：市町村民税所得割税額23万5千円未満（扶養義務者）

※ 福祉医療費助成制度の「乳幼児等医療費助成事業」及びH22年度から実施の「こども医療費助成事業」等の基準と同じ。

- 助成回数・額：最大4回までの接種に対し、接種費の1/2を助成（1回あたり4,000円が上限）

〔自己負担1/2、県1/4、市町1/4〕

※ 「生活保護受給世帯」は、1回8,000円を上限に、市独自で全額助成。

- 助成手続き：保健センターへ、領収書持参による現金給付（償還払い）方式。

### (3) 所得制限に係る「資格認定」の方法

保護者の利便性を図ることはもとより、円滑な事務処理を確保する観点から、助成申請があった時点において、「本人同意」のうえ、保健センターで即座に市県民税課税情報が確認できるよう、迅速な資格認定を行おうとするものです。

※ 別紙「資料1」の事務の流れ図を参照

◎提供を受けようとする個人情報の内容は、次のとおりです。

住所、氏名、生年月日、性別、所得金額、所得割税額

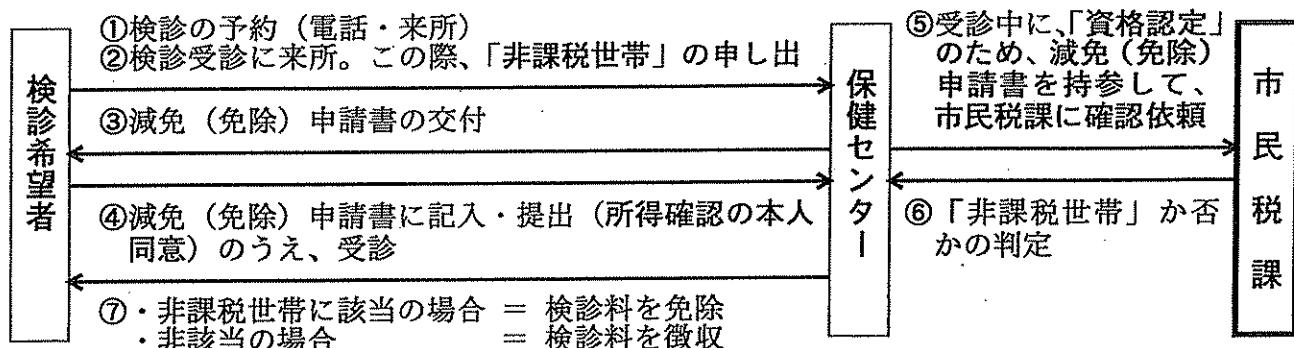
## 3. その他

### (1) 他市町における資格認定状況

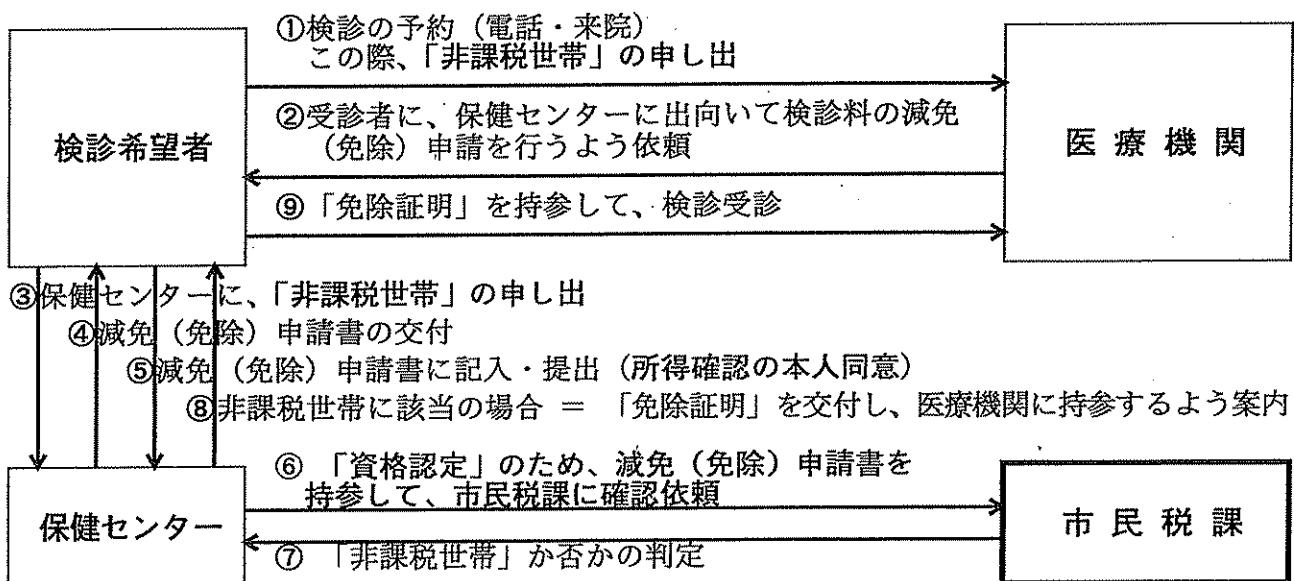
多くの他市町にあっては、従来から健康所管（保健センター内）において、電算オンラインシステムを整備し、市県民税課税情報が確認できている状況にあります。

## 1. 「健康診査」及び「がん検診」事業に係る「資格認定」の主な流れ（現行）

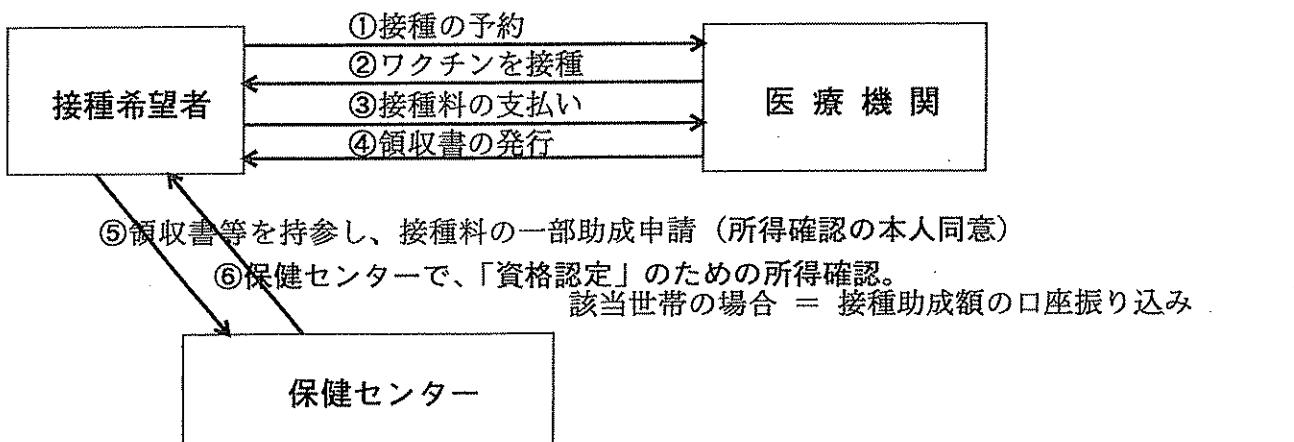
### ● 保健センターでの「集団検診」の場合



### ● 医療機関での「個別検診」の場合



## 2. ヒブワクチン接種費助成事業に係る「資格認定」の主な流れ（H22年7月～）



## 各種ワクチンの状況

対象疾病	ワクチン名	WHO勧告	法律上の位置づけ
ジフテリア(D)	沈降精製DTP三種混合ワクチン		
破傷風(T)	沈降DT二種混合ワクチン 成人用沈降ジフテリアトキソイド		
百日咳(P)	沈降破傷風トキソイド		
結核	乾燥BCGワクチン		
ポリオ	経口生ポリオワクチン		
麻しん(M)	MR二種混合ワクチン 乾燥弱毒生麻しんワクチン		
細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌b型)	インフルエンザ菌b型(Hib)ワクチン		
B型肝炎	組換え沈降B型肝炎ワクチン		
子宮頸がん	組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス(HPV)様粒子ワクチン		
肺炎球菌	7価肺炎球菌ワクチン		
日本脳炎	日本脳炎ワクチン 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		定期接種 (1類疾病)
黄熱	黄熱ワクチン	限定された地域に向けて勧告	
ロタウイルス性下痢症	(国内での承認品なし)		
風しん(R)	MR二種混合ワクチン 乾燥弱毒生風しんワクチン	国ごとの予防接種計画に基づいて実施するよう勧告	定期接種 (1類疾病)
季節性インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン		定期接種 (2類疾病・高齢者に限る)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)(M)	乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン		
コレラ	コレラワクチン	感染の危険性の高い集団に向けて勧告	
A型肝炎	乾燥組織培養不活化A型肝炎ワクチン		
狂犬病	組織培養不活化狂犬病ワクチン		
チフス	(国内での承認品なし)		
髄膜炎(髄膜炎菌)	(国内での承認品なし)		
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン		
ワイル病、秋やみ	ワイル病秋やみ混合ワクチン		

※新型インフルエンザ(A/H1N1)については、予防接種を国の予算事業として実施。

※鳥インフルエンザ(H5N1)については、プレパンデミックワクチンとして沈降インフルエンザワクチンがあるが、現在、流通はしていない。

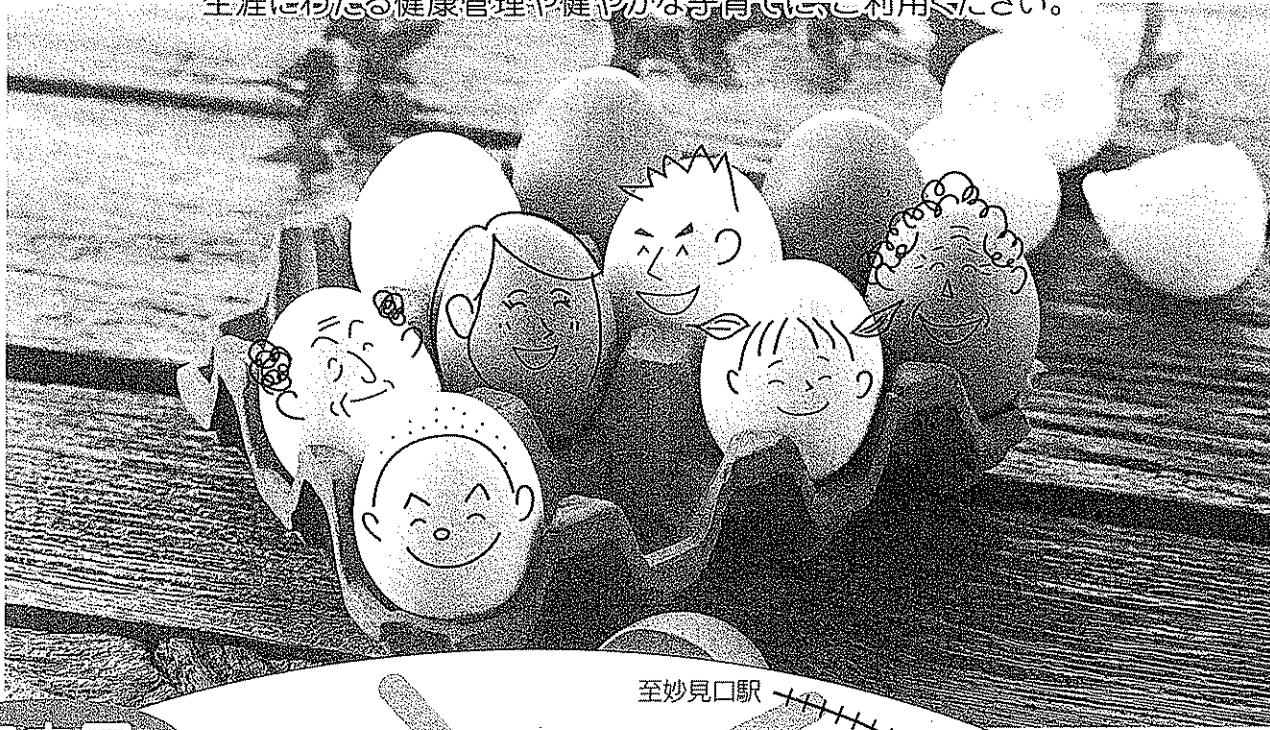
# 川西市 健康づくり事業のご案内



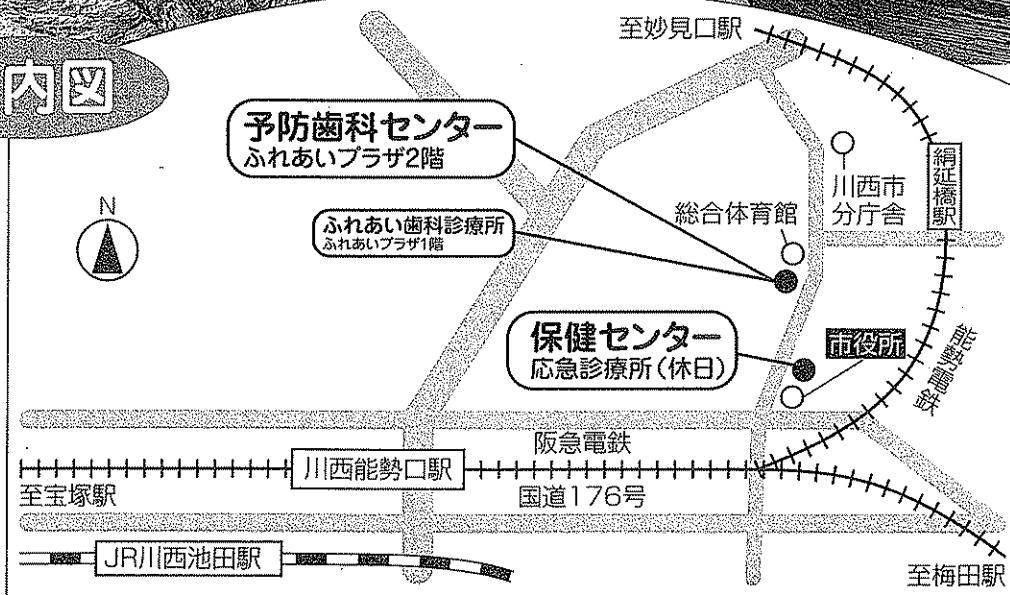
**健康づくりは“あなたが主役” すすんで受けよう検診を!!**

市では、「保健センター」と「予防歯科センター」を拠点に、母性や乳幼児、成人、ご高齢の方までの健康づくりや育児などを支援する多彩な保健・医療サービスを提供しています。

生涯にわたる健康管理や健やかな子育てをご利用ください。



## 案内図



やさしさのご協力を  
お願いします。



このマークは  
**「マタニティマーク」**  
言い妊産婦さんを表す印です。

## 保健センター

川西市中央町12番2号  
(川西市役所北隣り)

☎758-4721

## 川西市健康福祉部 健康づくり室 (保健センター内)

お願い：保健センターと予防歯科センターには専用駐車場はありません。周辺道路は「駐車禁止」となっていますので、電車・バス等で来庁されるか、最寄りの駐車場をご利用ください。



## 予防歯科センター

川西市火打1丁目1番7号  
(ふれあいプラザ2階)

☎759-3171

## ▶ 病気の早期発見と早期治療を

## 保健センターでの集団検診

\* 各種検診等については、1年度内(4月～3月)1回の受診となります  
(肝炎ウイルス検診・乳がん検診・血液型検査・事業所検診を除く)。

◎ 7月・9月・11月・12月の第3土曜日に、「土曜検診」を実施。また、10月の最終日曜日には、「日曜検診」を実施。

(検診名:特定・後期高齢者健診/肝炎ウイルス検診/前立腺がん検診/肺がん検診/結核検診/大腸がん検診/胃がん検診)  
(詳しくは、「広報かわにし」でご案内)

検 診 名	検診日・受付時間	検 診 内 容	料 金	受診の方法等
一般健康診査 18歳～39歳(★) ◆健康保険証持参	毎週火・金曜日 12:45～14:20	問診(65歳以上の方には、別途に介護予防(生活機能評価)の問診も(但し要支援・要介護認定者は除く))、診察、身体計測、血液検査(中性脂肪・肝機能・LDLコレステロール・HbA1c等)、尿検査等 (特定健康診査) ◆貧血・心電図・眼底検査については医師の指示等による(65歳以上の特定高齢者候補者) ◆反復唾液嚥下テスト・貧血・血清アルブミン・心電図検査	※1,000円 医療保険者の定める負担額	電話予約 ◆「肝炎ウイルス検診」と「乳がん検診」は、毎月1回相談日を設けていますので、お問い合わせください。
特定健康診査 40歳(★)～74歳 ◆受診券(医療保険者が発行)、健康保険証、介護保険証(65歳以上)持参	特定健康診査の眼底検査は金曜日のみ実施。 (第1・3・5火曜日は無料歯科検診・相談もあり)	原則、特定・後期高齢者健康診査とセットで実施(ハイリスク者=肝機能障がい疑い者は単独可)。問診、血液検査(HBs抗原、HCV抗体)	※1,000円	◆過去にアスベストを大量吸入したおそれがあるなどで、検診を希望する方を対象に、肺がん検診・結核検診・事業所検診・人間ドック時に、関連疾患に関する検診を実施しています。
後期高齢者健康診査 75歳以上等 ◆後期高齢者医療被保険者証と介護保険証持参	【ご注意】 特定健康診査は受診券(医療保険者が発行)が届いてから予約を	原則、特定・後期高齢者健康診査とセットで実施。問診、血液検査によるPSA(前立腺特異抗原)検査	1,000円	希望者は、検診予約時等にお申し出ください。
肝炎ウイルス検診 (40歳以上の未受診者、または40歳以上のハイリスク者)	問診、胸部CR撮影、喀痰検査(ハイリスク者)	※500円		
前立腺がん検診 (50歳以上の男性)	問診、胸部CR撮影	無料		
肺がん検診 (40歳以上)	問診、視触診及び乳房X線検査(マンモグラフィ) ◎2年に1回の隔年度受診(4/1～3/31までを1年度とします) ①13:00②13:30 ③14:00	※視触診 500円 ※乳房X線 1,000円		
乳がん検診 (40歳以上の女性)	問診、視診、スマテスト(細胞診)	※1,000円		
子宮頸がん検診 (20歳以上の女性)	問診、X線(デキサ法)による「骨粗鬆(しょう)症」の検査。 栄養士による栄養指導	1,000円		
骨検診 (40歳以上の女性)	問診、胃部X線OR撮影(希望者には肺がん検診(40歳以上。有料)、結核検診(65歳以上。無料)も実施)	※1,000円		
胃がん検診 (35歳以上)	問診、免疫学的便潜血反応(ラテックス法)2日法	※500円		
大腸がん検診 (40歳以上)	ABO型、Rh因子検査	500円	直接窓口へ	
血液型検査 (幼稚園年長児以上)	問診、診察(聴打診・血圧測定)、検尿、身体計測、胸部CR撮影、心電図検査、血液検査(貧血・肝機能・LDL・HDLコレステロール・中性脂肪等)、聴力検査、視力検査等	検診項目に応じた料金	電話予約 (30名程度)	
事業所検診 (労働安全衛生法による)				

※印については、70歳以上等、生活保護世帯、世帯全員が市民税非課税の方は、料金が無料となりますので、「予約時」にお申し出ください。

★印については、平成22年度では平成23年3月31日までに40歳に達する方は、特定健康診査となります。

## 医療機関での個別検診

\* 各種検診等については、1年度内(4月～3月)1回の受診となります  
(肝炎ウイルス検診を除く)。

◎ 市が委託している医療機関でも、次の検診を受けられます。(詳しくは、各医療機関にお問い合わせください)

検 診 名	検診期間	対象者	料 金	検診場所
特 定 健 康 診 査 ◆受診券(医療保険者が発行)、健康保険証、介護保険証(65歳以上)持参	4月～翌年2月	40歳(★)～74歳の医療保険加入者等 ★印については、平成23年3月31日までに40歳に達する方です。	医療保険者の定める負担額	委託機(6～7頁)に載
後期高齢者健康診査 ◆後期高齢者医療被保険者証と介護保険証持参		75歳以上等の市民	無料	医 関 各医療機関へ、直 接 申込み
肝炎ウイルス検診		①40歳以上の未受診者(原則、特定・後期高齢者健康診査とセットで実施) ②40歳以上のハイリスク者=肝機能障がい疑い者(単独検査も可)	※ 1,000円	
前立腺がん検診		50歳以上の男性。原則、特定・後期高齢者健康診査とセットで実施	1,000円	
肺がん検診		40歳以上の市民	※ 500円	
大腸がん検診		40歳以上の市民	※ 500円	
子宮頸がん検診		20歳以上の女性	※ 1,000円	

※印については、70歳以上等、生活保護世帯、世帯全員が市民税非課税の方は、料金は無料となりますので、「予約時」にお申し出ください。  
なお、生活保護世帯及び世帯全員が市民税非課税の方は、市保健センターで「一部負担金免除」の手続きをしてください。証明書を発行しますので、受診日に医療機関へ提出してください。



答申第23号

平成18年5月26日

川西市長様

川西市個人情報保護審議会

会長 池田敏雄

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成18年5月22日付諮問第23号により諮問のありました次のことについて、別紙のとおり答申します。

記

川西市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び第2項の規定に基づき審議会の意見を聴くことについての諮問

[内容]

妊娠健康診査費助成事業の拡充に伴う市県民税課税事務における個人情報の提供について

[別紙]

### 目的外利用・提供について

番号	事務の内容	目的外提供の目的	提供する個人情報の内容	提供先	所管課	本人通知の有無	審議会の意見
49	市県民税課税事務	<p>兵庫県においては、妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えるためには妊娠に係る健康診査が重点であるとの観点から、少子対策における経済的支援の一環として、平成18年度より県制度に準じた健康診査の助成事業を行う県下の市町に対し、医療機関で受診した当該費用を補助する制度を新たに創設し、同年7月から県下一斉に実施していくことになっている。</p> <p>当該制度では、児童手当制度に準拠した所得制限が設けられていることから、健康づくり室において対象者の所得確認の資格認定等を迅速かつ効率的に行うことで、妊婦の利便性と妊娠期間中のより一層の健康増進が図られるため。</p>	所得金額及び対象となる所得控除の内訳	健康福祉部 健康づくり室	総務部税務室市民税課	通知しない (理由) 事業の性質上、本人が知り得るものであり、個別に通知することが現実的でないため。	適当なものと認める。